

国立研究開発法人国立環境研究所役員報酬規程

平成 13 年 4 月 1 日	平 13 規程第 4 号	平成 14 年 12 月 1 日	一部改正
平成 15 年 11 月 1 日	一部改正	平成 17 年 11 月 15 日	一部改正
平成 18 年 4 月 1 日	一部改正	平成 21 年 7 月 1 日	一部改正
平成 21 年 12 月 4 日	一部改正	平成 22 年 12 月 3 日	一部改正
平成 24 年 3 月 30 日	一部改正	平成 27 年 3 月 13 日	一部改正
平成 28 年 2 月 1 日	一部改正	令和 2 年 1 月 27 日	一部改正
令和 2 年 12 月 9 日	一部改正		

(目的)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の給与の支給について定めることを目的とする。

(給与の種類)

第 2 条 役員の給与は、常勤の役員については、俸給、特別調整手当、通勤手当、期末手当及び業績手当とし、非常勤の役員については、俸給及び通勤手当とする。

(給与の支給)

第 3 条 役員の給与は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が給与の全部または一部につき自己の預金への振込を申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。

(給与の支給日)

第 4 条 常勤役員の俸給、特別調整手当、通勤手当は、その月の月額的全額を毎月 16 日に、非常勤役員の俸給、通勤手当はその月の分を翌月 16 日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の翌日（その日が休日に当たるときは、支給定日の翌々日）に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日（その日が休日に当たるときは支給定日の翌々日）に支給する。

2 期末手当、業績手当は、6 月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

(俸給)

第 5 条 常勤役員の俸給月額は、次のとおりとする。

理事長 895,000 円

理事 818,000 円

2 非常勤役員の俸給日額は、次のとおりとする。

監事 37,000 円

(特別調整手当)

第 6 条 特別調整手当は、国立研究開発法人国立環境研究所職員給与規程（平 18 規程第 10 号。以下「職員給与規程」という。）第 23 条及び第 24 条の規定に準じて支給する。

(通勤手当)

第 7 条 通勤手当は、職員給与規程第 32 条から第 43 条までの規定に準じて支給する。

(期末手当)

第 8 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職し又は死亡した常勤の役員（職員給与規程第 52 条第 1 項第 2 号に該当することとなった役員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給の月額に 100 分の 25 を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額（以下「期末手当基礎額」という。）に、6 月及び 12 月に支給する場合においては 100 分の 67.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6 箇月 100 分の 100
- 二 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80
- 三 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60
- 四 3 箇月未満 100 分の 30

3 前項の在職期間には、基準日以前 6 箇月以内の期間において、職員給与規程第 52 条第 7 項各号に定める者が人事交流その他により引き続き役員となった場合に、その期間内においてそれらの者として在職した期間を役員としての在職期間とみなして、同項の規定を準用して算入する。

(業績手当)

第 9 条 業績手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に、環境大臣の研究所に対する業績評価の結果を勘案し、その者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職し又は死亡した常勤の役員（職員給与規程第 52 条第 1 項第 2 号に該当することとなった役員を除く。）についても、同様とする。

2 業績手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給の月額に 100 分の 25 を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、その者の勤務成績に応じて別に定める割合及び基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区

分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6 箇月 100 分の 100
- 二 5 箇月 15 日以上 6 箇月未満 100 分の 95
- 三 5 箇月以上 5 箇月 15 日未満 100 分の 90
- 四 4 箇月 15 日以上 5 箇月未満 100 分の 80
- 五 4 箇月以上 4 箇月 15 日未満 100 分の 70
- 六 3 箇月 15 日以上 4 箇月未満 100 分の 60
- 七 3 箇月以上 3 箇月 15 日未満 100 分の 50
- 八 2 箇月 15 日以上 3 箇月未満 100 分の 40
- 九 2 箇月以上 2 箇月 15 日未満 100 分の 30
- 十 1 箇月 15 日以上 2 箇月未満 100 分の 20
- 十一 1 箇月以上 1 箇月 15 日未満 100 分の 15
- 十二 15 日以上 1 箇月未満 100 分の 10
- 十三 1 日以上 15 日未満 100 分の 5
- 十四 零 零

- 3 前項の在職期間には、基準日以前 6 箇月以内の期間において、職員給与規程第 52 条第 7 項各号に定める者が人事交流その他により引き続き役員となった場合に、その期間内においてそれらの者として在職した期間を役員としての在職期間とみなして、同項の規定を準用して算入する。

(月の中で就任又は退職した場合の給与)

第 10 条 月の初日以外の日において新たに就任した常勤役員の就任当月分の給与（俸給及び特別調整手当をいう。以下同じ。）及び月の末日以外の日において退職した常勤役員に退職当月分の給与を支給する場合は、その月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第 11 条 この規程により計算した金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(実施に必要な事項)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

改正附則（平成 14 年 12 月 1 日）

- 1 この改正は、平成 14 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条及び第 8 条の改正は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 14 年 12 月に支給する期末特別手当については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 106 号）附則第 5 項の規定を準用し、平成 15 年 6 月に支給する期末特別手当については、同法附則第 7 項の規定を準用する。

改正附則（平成 15 年 11 月 1 日）

- 1 この改正は、平成 15 年 11 月 1 日から施行する。ただし、改正附則第 3 項の規定は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 15 年 12 月に支給する期末特別手当については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 141 号。以下「改正法」という。）附則第 5 項の規定を準用する。
- 3 第 6 条の規定の適用については、改正法附則第 7 項の規定を準用する。

改正附則（平成 17 年 11 月 15 日）

- 1 この改正は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年 12 月に支給する期末特別手当については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 113 号）附則第 5 項第 1 項の規定を準用する。

改正附則（平成 18 年 4 月 1 日）

- 1 この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行日の前日から引き続き同一の役職にある役員にあっては、この改正により第 5 条第 1 項に規定するその者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給の月額に達しないこととなる役員には、当分の間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
- 3 人事交流その他により施行日以降に新たに役員となった者であって、選任の事情等を考慮して前項の規定による俸給を支給される役員との権衡上必要であると認められるときは、当該役員には、前項の規定に準じて俸給を支給することができる。
- 4 前 2 項の規定により俸給を支給される役員に係るこの規程の第 6 条及び第 8 条の規定においては、「俸給」を「俸給にこの規程の附則第 2 項又は第 3 項に規定する差額に相当する額を加算した額」と読み替えて適用する。
- 5 独立行政法人国立環境研究所役員退職手当規程（平 18 規程第 12 号）に規定する俸給月額には、第 2 項又は第 3 項の規定により支給される差額は含まないものとする。

改正附則（平成 21 年 7 月 1 日）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成 21 年 6 月 1 日から適用する。
- 2 改正附則（平成 18 年 4 月 1 日）第 2 項、第 3 項の規定により俸給を支給される役員に係るこの規程の第 9 条の規定においては、「俸給」を「俸給にこの規程の附則第 2 項又は第 3 項に規定する差額に相当する額を加算した額」と読み替えて適用する。

改正附則（平成 21 年 12 月 4 日）

- 1 この改正は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 改正附則（平成 18 年 4 月 1 日）第 2 項中「俸給の月額に」を「俸給月額に 100 分の 99.68 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に」に改める。
- 3 平成 21 年 12 月に支給する期末手当については、改正後の第 8 条第 2 項の規定にかか

ならず、期末手当基礎額に 100 分の 80 を乗じて得た額から平成 21 年 4 月 1 日において受けるべき俸給及び特別調整手当の月額合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に 8 を乗じて得た額及び平成 21 年 6 月に支給された期末手当及び業績手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額を減じた額とする。

改正附則（平成 22 年 12 月 3 日）

- 1 この改正は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 改正附則（平成 18 年 4 月 1 日）第 2 項中「俸給の月額に」を「俸給月額に 100 分の 99.44 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に」に改める。
- 3 平成 22 年 12 月に支給する期末手当については、改正後の第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、期末手当基礎額に 100 分の 75 を乗じて得た額から平成 22 年 4 月 1 日において受けるべき俸給及び特別調整手当の月額合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に 8 を乗じて得た額及び平成 22 年 6 月に支給された期末手当及び業績手当の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額を減じた額とする。

改正附則（平成 24 年 3 月 30 日）

- 1 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正附則（平成 18 年 4 月 1 日）第 2 項中「にあつては」の下に「、平成 26 年 3 月 31 日までの間」を加え、「俸給の月額に」を「俸給月額に 100 分の 98.94 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に」に改める。
- 3 平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、俸給月額（改正附則（平成 18 年 4 月 1 日）第 2 項による俸給を含む。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 4 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - 一 特別調整手当 当該役員の俸給月額に対する特別調整手当の月額に 100 の 9.77 を乗じて得た額
 - 二 期末手当 当該役員が受けるべき期末手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
 - 三 業績手当 当該職員が受けるべき業績手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
- 5 第 3 項及び第 4 項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 6 平成 24 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - 一 平成 23 年 4 月 1 日において受けるべき俸給、特別調整手当の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額に、同月から平成 24 年 3 月までの月数（役員として在職しなかった期間の属する月を除く。）を乗じて得た額
 - 二 平成 23 年 6 月 1 日に支給された期末手当及び業績手当の合計額に 100 分の 0.37 を

乗じて得た額並びに平成 23 年 12 月 1 日に支給された期末手当及び業績手当の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額

改正附則（平成 27 年 3 月 13 日）

- 1 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の役職にある役員で、この改正により第 5 条第 1 項に規定するその者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給の月額に達しないこととなる役員には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
- 3 前 2 項の規定により俸給を支給される役員に係るこの規程の第 8 条から第 10 条の規定においては、「俸給」を「俸給にこの規程の改正附則（平成 27 年 3 月 13 日）第 2 項に規定する差額に相当する額を加算した額」と読み替えて適用し、第 6 条において職員給与規程第 23 条及び第 24 条の規定に準じて支給する場合においては、「俸給」を「俸給に国立研究開発法人国立環境研究所役員報酬規程（規程第 4 号）改正附則（平成 27 年 3 月 13 日）第 2 項又規定する差額に相当する額を加算した額」と読み替えて支給する。

改正附則（平成 28 年 2 月 1 日）

- 1 改正の日から施行し、改正後の国立研究開発法人国立環境研究所役員報酬規程の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

改正附則（令和 2 年 1 月 27 日）

- 1 この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

改正附則（令和 2 年 12 月 9 日）

- 1 この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 令和 2 年 12 月における第 8 条第 2 項の規定については、同項中「67.5」とあるのは、「65」とする。